

第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会

日時：平成24年7月30日（月）14:00～16:00

場所：愛知県産業貿易館西館8階 整備局会議室

議 事 概 要

1. 開会

2. 挨拶

3. 東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会（仮称）の設立について

- ・資料1、2に基づき事務局より説明。
- ・設立趣旨、規約について承認。

4. 東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討状況について

- ・「社会資本整備審議会官公庁施設部会」で審議している「大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方」に関する審議の論点とこれまでの経緯を説明。
- ・「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討会」での営繕関係基準の改訂に向けた検討内容を説明。

5. 検討内容・進め方

- ・事務局より、本検討会で取り上げる課題や検討会の進め方について提案。

6. 意見交換

4及び5を踏まえて、以下の課題等があげられた。（分類は、事務局で設定。）

○想定すべき地震動・津波について

- ・これまで考えられていた揺れとは桁違いの揺れが想定されており、津波避難ビルや重要な建物は、津波だけでなく地震についても最大クラスを想定する必要がある。震度Ⅶを想定された地域があるが、震度Ⅶには大きさに上限がないことを認識すべき。
- ・東海・東南海・南海地震では、沿岸部で相当大きな揺れが想定されており、全国一律の基準ではなく、地域別に性能を考える必要がある。
- ・沿岸部では、宝永地震クラスをレベルⅠとして防災対策を考えるべき。レベルⅠは、確実にハードで守るという目標設定で、とても重要である。
- ・レベルⅡに対して、建築的にどう対処するかが課題である。

○建築物の耐震性に関する評価について

- ・高層の建築物については、長時間の長周期地震動に対して、地盤と建物の周期を調べておくなど、事前の対策が必要である。
- ・3～4階程度の低層建築物は強度型で比較的余裕があるが、10階建程度の高層建築物や免震構造の建物は、地震力そのものが大きく変わると対応できなくなる。
- ・詳細な構造設計を行っている建物こそ、非常に強い揺れが来た時に、どういうふうに対処していくか、考え方を見直していく必要がある。
- ・免震構造には余裕度がなく、一定の安全なレベルを超えても、粘り強く、せめて人命だけでも守れることが重要であり、予測される揺れを使って再検証する必要がある。
- ・津波避難ビルの指定については、最大クラスの地震が発生しても壊れないことを前提とすべき。

○沿岸部における課題について

- ・沿岸部では、土地の選定、津波や液状化の問題についても検討を行うべき。
- ・堤防は、損壊することを前提にせざるを得ない。
- ・官庁建物は安全な場所に建設し、どうしても沿岸部に建てる必要がある施設は、十分な安全性を確保すべき。
- ・沿岸部にある発電設備の被災を想定して、油だけに頼らないで最低限の電力を守れる方策を検討すべき。特に、司令機能を持つ施設は、使用・保全について検討する。
- ・沿岸部は液状化により物流が途絶えるため、水や食糧等の備蓄について検討すべき。

○津波避難における課題について

- ・津波到達時間に十分な余裕がある場合は、安全な場所へ避難誘導する方が良い。
- ・臨海部は火災の危険性もあることから、津波避難ビルは体の弱い方を対象とし、健康な方は高台へ避難させるべき。
- ・避難してきた方は受け入れざるを得ないため、屋上への階段の設置や手すりの設置など、必要な安全対策は講じておくべき。

○活断層への対応について

- ・岐阜県では、活断層について考慮する必要がある、断層上の建築物への対応を検討する必要がある。

○施設内の安全対策について

- ・施設内においては、設備や什器も含めた安全対策が必要である。

○天井対策について

- ・今後、住宅局から天井対策について何らかの方向性が示されると思われる。

これらの課題等を踏まえ、第2回検討会で「検討内容・進め方」を再提示することとした。

7. 閉会

(以 上)